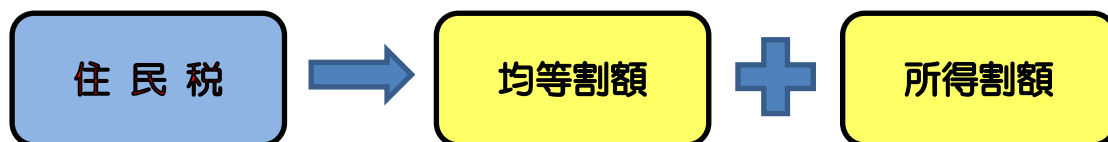


# 個人住民税の計算方法

市民税と都民税を合わせて住民税と呼ばれています。住民税は、主に「均等割」と「所得割」で構成されています。（他に、利子割・配当割・株式等譲渡割や、分離課税などもありますが、説明を簡素化するためここでは除きます。）



## 1. 均等割の税率

均等割は市民税 3,000 円・都民税 1,000 円の合計年額 4,000 円となっています。

令和 6 年度から森林環境税（国税）1,000 円を均等割と併せて課税されるため、均等割との合計は 5,000 円となります。

この額は標準税率で、多くの自治体が採用しています。福生市では、原則、合計所得金額が 45 万円を超えると均等割がかかります。

※平成 26 年度から東日本大震災に伴う復旧・復興のための臨時的な税制上の措置として、均等割の税率（税額）を市民税・都民税それぞれ年額 500 円引き上げされておりましたが、令和 5 年度で終了しております。

## 2. 所得割の税率

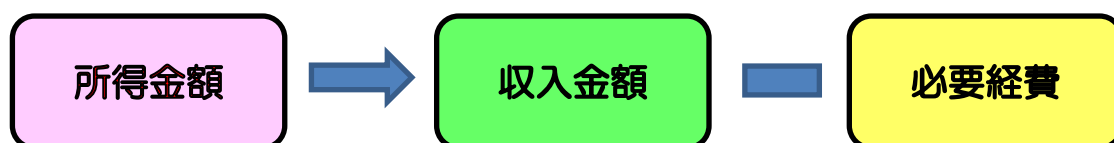
所得割の税率は、所得の多少にかかわらず 10%（市民税 6%・都民税 4%）です。

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額} \times 10\% - \text{税額控除}$$

↑  
所得金額 - 所得控除額

## 3. 所得金額とは

営業等収入や不動産収入などの場合は、収入金額から必要経費を引いたものが所得金額となり、これが所得金額の基本的な考え方です。



ただし、給与収入や公的年金等収入については、その収入に対する必要経費の特定が困難なため、必要経費にあたるものが法令で定められています。それぞれ「給与所得控除額」・「公的年金等控除額」といい、次の速算表により収入金額から所得金額を算出することができます。

**【給与の所得金額の算出速算表】**

収入金額	給与所得の金額
0円～650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	収入金額÷4（千円未満切捨て）×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4（千円未満切捨て）×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円

**【所得金額調整控除の算出】**

次の①と②の合計が所得金額調整控除額となります。

① 以下の4つのうちどれかに該当する場合で、給与等の収入金額が一定以上のときは所得金額調整控除額を給与所得金額から控除する。

- (1) 特別障害者に該当する場合
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する場合
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する場合
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する場合

所得金額調整控除額の速算表	
給与等の収入金額	所得金額調整控除額
850万円超1,000万円以下	収入金額－850万円×10%＝控除額 （1円未満の端数がある場合切り上げ）
1,000万円超	15万円

② 給与収入と公的年金等収入金額を有する場合

所得金額調整控除額＝（給与所得+公的年金等雑所得）－10万円

なお、給与所得および公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

**【公的年金等の所得金額の算出速算表】**

● 65歳未満の方（公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合）

収入金額	雑所得の金額
0円～600,000円	0円
600,001円～1,299,999円	収入金額－600,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円

● 65歳以上の方（公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合）

収入金額	雑所得の金額
0円～1,100,000円	0円
1,100,001円～3,299,999円	収入金額－1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円

※公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は計算方法が変わります。

#### 4. 所得控除とは

納税義務者の扶養親族や、家財が災害にあった、家族に大病があったなどの個人的な事情も考慮して、担税力の差異による負担の不均衡を調整するための控除のことで、下記の通りです。なお、住民税と所得税では控除額が異なるものがありますので、ご注意ください。

控除の種類	控除額		条件
	住民税	所得税	
基礎	43万円	※1参照	住民税は原則43万円。ただし、合計所得2400万円超から逡減（※1参照）
配偶者	33万円	38万円	妻または夫で合計所得48万円以下
老人配偶者	38万円	48万円	上記で70歳以上の場合
配偶者特別控除	※2参照		扶養者の合計所得が1,000万円以下の場合
特定扶養親族	45万円	63万円	19歳以上23未満で合計所得48万円以下
特定親族特別控除	※3参照		
老人扶養親族	38万円	48万円	70歳以上で合計所得48万円以下
同居老親等扶養親族	45万円	58万円	70歳以上の同居の直系尊属（父母・祖父母など）で合計所得48万円以下
一般扶養親族	33万円	38万円	配偶者、特定扶養、老人扶養及び16歳未満の扶養親族以外で合計所得48万円以下
年少扶養親族	0円		16歳未満で合計所得48万円以下
一般障害者	26万円	27万円	特別障害者以外の障害者等
特別障害者	30万円	40万円	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神手帳1級など

同居特別障害者		53万円	75万円	被扶養者が同居の特別障害者である場合
寡婦	(離別・死別)	26万円	27万円	合計所得金額が500万円以下で子以外の扶養親族と生計を一にしている
	(死別)	26万円	27万円	合計所得金額が500万円以下で、配偶者と死別又は失踪状態
ひとり親		30万円	35万円	合計所得が500万円以下で生計を一にしている子を有する単身者
勤労学生		26万円	27万円	学生で合計所得75万円以下
社会保険料		支払金額		国民健康保険税、介護保険料、国民年金等の支払った社会保険料
生命保険料・地震保険料		※4参照		生命保険料、個人年金保険料、地震保険料等の支払った保険料
雑損		次のいずれか多い金額 ①(損失の金額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×0.1) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5万円		
医療費		次のいずれかを選択 ①(支払医療費－保険等により補てんされた額)－総所得金額等×0.05(最大10万円) ③ スイッチOTC薬の購入費用－12,000円(最大88,000円)		

### ※1 住民税の基礎控除

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円

所得税の基礎控除については合計所得金額によって適用金額が異なるため、国税庁のホームページ等を参照ください。

### ※2 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額（納税義務者の合計所得金額ごと）						0円 (適用なし)	
	900万円以下		900万円超～950万円以下		1,000万円以下			1,000万円超
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税		
58万円超～95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	0円 (適用なし)	
95万円超～100万円以下		36万円		24万円		12万円		
100万円超～105万円以下	31万円		21万円		11万円			
105万円超～110万円以下	26万円		18万円		9万円			
110万円超～115万円以下	21万円		14万円		7万円			
115万円超～120万円以下	16万円		11万円		6万円			
120万円超～125万円以下	11万円		8万円		4万円			
125万円超～130万円以下	6万円		4万円		2万円			
130万円超～133万円以下	3万円		2万円		1万円			
133万円超	0円(適用なし)		0円(適用なし)		0円(適用なし)			

※3 特定親族特別控除（R8年度課税新設）

特定親族の合計所得金額（給与収入金額のみの場合）	特定親族特別控除額	
	所得税	住民税
58万円超85万円以下（123万円超150万円以下）	63万円	45万円
85万円超90万円以下（150万円超155万円以下）	61万円	
90万円超95万円以下（155万円超160万円以下）	51万円	
95万円超100万円以下（160万円超165万円以下）	41万円	
100万円超105万円以下（165万円超170万円以下）	31万円	
105万円超110万円以下（170万円超175万円以下）	21万円	
110万円超115万円以下（175万円超180万円以下）	11万円	
115万円超120万円以下（180万円超185万円以下）	6万円	
120万円超123万円以下（185万円超188万円以下）	3万円	
123万円超（188万円超）	0円	

※4 生命保険料・地震保険料控除

控除の種類		支払金額	控 除 額	
（ ）内は住民税での金額			所 得 税	住 民 税
新生命保険料	保険料毎に計算 ①一般の生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料  最高 120,000円 (70,000円)	20,000円 (12,000円)以下	支払金額	支払金額
		~40,000円 (32,000円)以下	支払金額×1/2+10,000円	支払金額×1/2+6,000円
		~80,000円 (56,000円)以下	支払金額×1/4+20,000円	支払金額×1/4+14,000円
		80,000円 (56,000円)超	40,000円	28,000円
旧生命保険料	保険料毎に計算 ①一般の生命保険料 ②個人年金保険料  最高 100,000円 (70,000円)	25,000円 (15,000円)以下	支払金額	支払金額
		~50,000円 (40,000円)以下	支払金額×1/2+12,500円	支払金額×1/2+7,500円
		~100,000円 (70,000円)以下	支払金額×1/4+25,000円	支払金額×1/4+17,500円
		100,000円 (70,000円)超	50,000円	35,000円

地震保険料 最高 50,000 円 (25,000 円)	地震保険料	50,000 円 (50,000 円) 以下	支払金額	支払金額 × 1/2
		50,001 円 (50,001 円) 以上	50,000 円	25,000 円
	旧長期損害保険料	10,000 円 (5,000 円) 以下	支払金額	支払金額
		~20,000 円 (10,000 円) 以下	支払金額 × 1/2 + 12,500 円	支払金額 × 1/2 + 7,500 円
		20,001 円 (10,001 円) 以上	15,000 円	10,000 円

生命保険料控除で新旧両方の控除を受ける場合には 40,000 円 (28,000 円) が限度

## 5. 課税所得金額とは

所得金額の合計から所得控除の合計を引いたもので、所得割の税率はこの課税所得金額にかかります。

## 6. 税額控除とは

課税所得金額に税率を乗じて算出した税額から、一定の金額を控除することをいいます。調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などがあります。

### 【調整控除について】

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額の差（基礎控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除を除く）に基づく負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除することをいいます。（人的控除額については「4. 所得控除とは」をご参照ください。）

調整控除は全ての方が対象となり、次の計算式により求めることができます。  
納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

#### ■合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次の①または②のいずれか少ない金額の 5%（市民税 3%、都民税 2%）

- ①人的控除額の差の合計額（基礎控除については適用のない者も含め一律 5 万円とする）
- ②合計課税所得金額

#### ■合計課税所得金額が 200 万円を超える場合

次の①から②を控除した金額（5 万円未満の場合は 5 万円）の 5%（市民税 3%、都民税 2%）

- ①人的控除額の差の合計額（基礎控除については適用のない者も含め一律 5 万円とする）
- ②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

## 【住宅借入金等特別税額控除について】

所得税において住宅借入金等特別税額控除が適用されている方に対して、所得税から控除しきれない額を住民税から控除するものです。所得税において控除が適用される方であっても、平成19年および20年に居住を開始した方は住民税での適用はありません。住民税で控除される金額は次のとおりです。

### ■居住年月が平成26年3月まで（消費税5%が適用される住宅取引の場合）

次の①か②のいずれか小さい金額

- ①住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額から令和7年分所得税基礎控除適用額から48万円を控除した金額（0円未満の場合は0円）を加算した金額の5%（9万7,500円を超える場合は9万7,500円）

### ■居住年月が平成26年4月から令和3年12月末まで（消費税8%または10%が適応される住宅取引の場合）

次の①か②のいずれか小さい金額

- ①住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額から令和7年分所得税基礎控除適用額から48万円を控除した金額（0円未満の場合は0円）を加算した金額の7%（13万6,500円を超える場合は13万6,500円）

### ■居住年月が令和4年1月から令和7年12月末まで

次の①か②のいずれか小さい金額

- ①住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額から令和7年分所得税基礎控除適用額から48万円を控除した金額（0円未満の場合は0円）を加算した金額の5%（9万7,500円を超える場合は9万7,500円）

※令和4年中に居住を開始した方で、特別特例取得または特例特別特例取得に該当する方は所得税の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の7%（13万6,500円を超える場合は13万6,500円）が適応されます。

## 【特別特例取得】

その住宅の取得等が消費税8%または10%が適応される住宅取引の場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいいます。

### （1）新築（注文住宅の場合）

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

### （2）分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合

令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

## 【特例特別特例取得】

特別特例取得に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅の取得等をいいます。

## 【寄附金税額控除】

寄附金税額控除の対象は、ふるさと寄附金（都道府県・市区町村に対する寄附金）、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、都道府県・市区町村が条例で定める寄附金となります。

## 【税額概算】

以下の順番に沿って計算いただくと、令和8年度の住民税を計算いただくことが可能です。各項目の金額の算出方法や根拠については、前ページまでの説明をご参照ください。

- ① 前年の「所得金額」を算出する。  
（給与もしくは年金については前ページまでにある算出速算表をお使いください。その他の所得は収入－必要経費等で所得を算出ください。）
- ② 各項目の控除額を合計し、「所得から差し引かれる金額（所得控除額）」を算出する。
- ③ 所得金額から所得控除額を差し引いて「課税される金額（課税所得額）」を算出する。
- ④ 課税所得額に税率（市民税6%、都民税4% 合計10%）をかけて「算出所得割額」を出す。
- ⑤ 住民税と所得税の人的控除の差から算出する「調整控除」を算出する。
- ⑥ 「算出所得割額」から「調整控除」および住宅借入金等特別税額控除や寄附金控除などの「税額控除」を差し引く。
- ⑦ 「配当割額・株式等譲渡所得割額」を⑥から差し引く。
- ⑧ 均等割および森林環境税に⑦を足し、年税額を決定。

### ●住民税の非課税判定基準

非課税の種類	要件・基準等
均等割・所得割	◎生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ◎障害者・寡婦・ひとり親控除の適用を受けている方、未成年の方で、所得の合計（①）の金額が135万円以下の方
均等割	◎所得の合計（①）の金額が次の算式で算出された金額以下の方 $35 \text{万円} \times (1 + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の合計数}) + 10 \text{万円} + 21 \text{万円}$ ※扶養親族の合計数には年少扶養親族も含む ※控除対象配偶者及び扶養親族が0の場合は21万円の加算なし
所得割	◎所得の合計（①）の金額が所得控除の合計（②）の金額以下の方 ◎所得の合計（①）が次の算式で算出された金額以下の方 $35 \text{万円} \times (1 + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の合計数}) + 10 \text{万円} + 32 \text{万円}$ ※扶養親族の合計数には年少扶養親族も含む ※控除対象配偶者及び扶養親族が0の場合は32万円の加算なし